

指宿広域クリーンセンター
長期包括的運転管理業務委託

落札者決定基準

令和 3 年 4 月

指宿広域市町村圏組合

目 次

I 総則.....	1
II 落札者決定の手順.....	2
III 入札参加資格審査.....	4
IV 基礎審査の方法.....	4
V 加点審査の方法.....	4

I 総則

この落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するに当たり、事業者には施設の運営に関する専門的な知識及びノウハウが求められることから、価格その他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された入札説明書に示す入札提案書類（以下「提案書」という。）を、可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

II 落札者決定の手順

1 入札参加資格審査

指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、入札参加者から提出される入札参加表明書並びに入札参加資格確認申請書及び添付書類により、入札説明書に示す入札参加資格要件を全て満たしていることを確認する。この場合において、入札参加資格要件を満たしていない者は、入札に参加できない。

なお、入札参加資格要件を全て満たす者（以下「入札参加者」という。）が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。

2 入札書類審査

（1）提案書の審査

ア 提案内容の基礎審査

組合は、提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を全て満たしていることを確認する。

イ 提案内容の審査

指宿広域市町村圏組合指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理等業務委託総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）は、落札者決定基準に示す審査の方法に従い、提案書の加点審査を行う。

（2）開札

組合は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を総合評価委員会に報告する。

（3）最優秀提案の選定

総合評価委員会は、加点審査における各審査項目に対する得点の合計値を総合評価値とし、総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合は、当該提案のうち入札価格以外の審査項目の合計得点が高い提案を最優秀提案として選定する。

3 落札者の決定

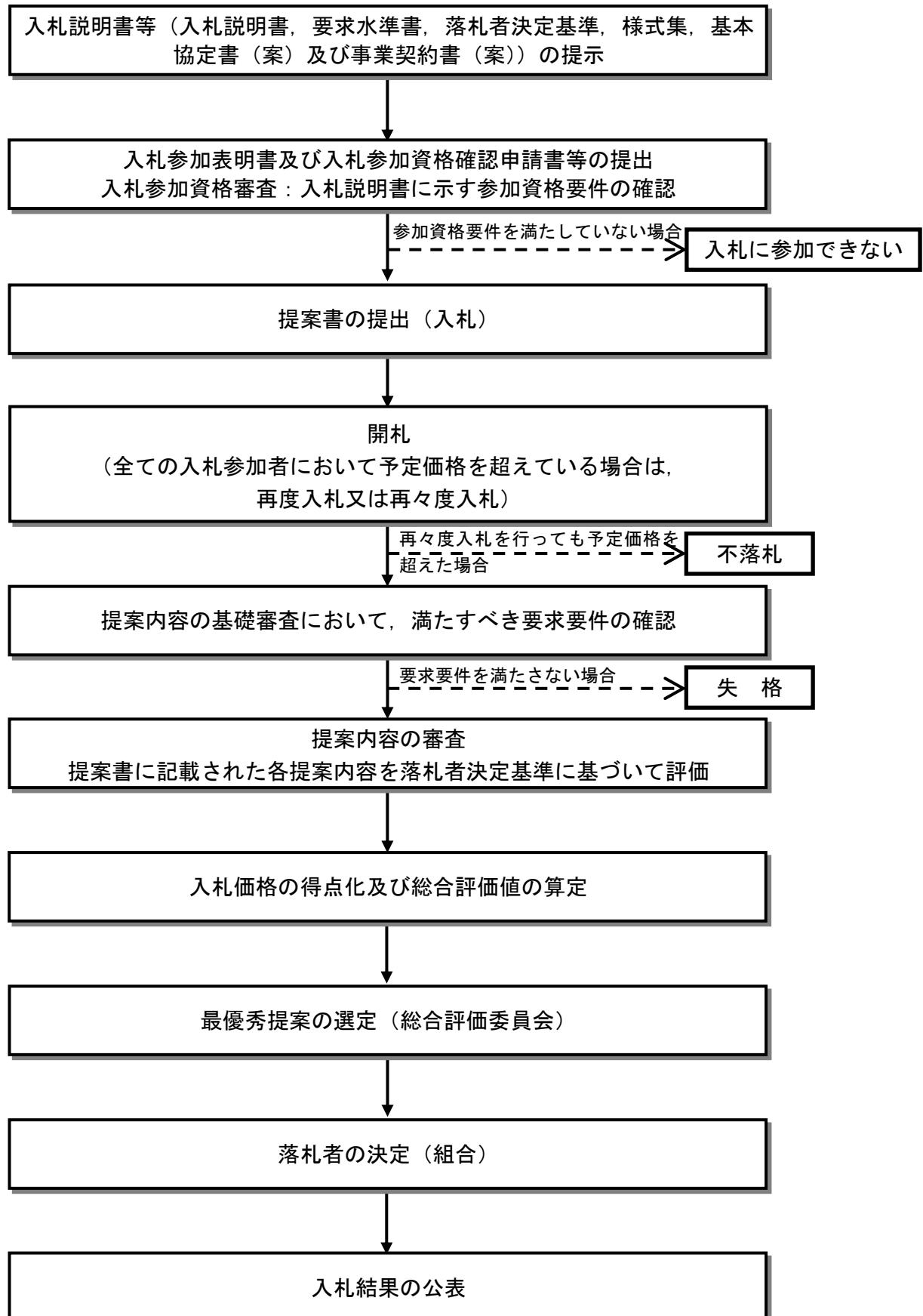
組合は、総合評価委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

4 入札結果の公表

入札結果は、指宿広域市町村圏組合建設工事等の入札の執行及び結果の公表に関する要綱（平成25年指宿広域市町村圏組合告示第3号）に基づき、組合の事務局及びホームページにおいて公表する。

5 審査の流れ

上記 1～4 に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。



III 入札参加資格審査

組合は、入札参加表明書と同時に提出される入札参加資格確認申請書及び添付書類から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき入札参加資格要件について確認し、確認の結果を入札参加者又はその代表者に対し通知する。なお、入札参加資格要件を満たさない場合は、入札に参加できない。

IV 基礎審査の方法

1 審査方法

組合は、入札参加者から提出される提案書により、提案書が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について 1 項目でも満たさないことが確認された場合、当該提案書を提出した入札参加者は、失格とする。

全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

基礎審査項目
<ul style="list-style-type: none">・提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。・当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書等を満たしていること。

V 加点審査の方法

1 審査方法

加点審査においては、管理運営業務に関する事項、事業計画に関する事項及び入札価格に関する事項の各審査項目について提案内容を得点化し、得点の合計値を総合評価値とする。

なお、加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、組合が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

【加点審査の配点表（中項目別）】

審査項目	配点
1. 管理運営業務に関する事項	45 点
(1) 管理運営体制	12 点
(2) 受入管理	3 点
(3) 運転管理	10 点
(4) 維持管理計画	13 点
(5) 環境管理、情報管理、その他	7 点
2. 事業計画に関する事項	15 点
(1) 長期収支の安定性	5 点
(2) リスク管理方針	5 点
(3) 地域や社会への貢献	5 点
3. 入札価格に関する事項	40 点
合 計	100 点

2 入札価格に関する事項以外の得点化方法

総合評価委員会は、提案書に記載された内容について、入札説明書及び要求水準書に示す要件を超える部分について、小項目ごとに以下の「入札価格以外の得点化方法」に示す5段階評価により得点を付与する。

得点は、総合評価委員会の委員がそれぞれ5段階評価を行い、小項目ごとの合計点数を委員の数で除し、小数点第三位を四捨五入した値とする。

【入札価格以外の得点化方法】

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において要求水準書を満たす程度	配点×0.00

3 入札価格以外の審査項目、審査のポイント及び配点

【加点審査の配点表】

審査項目（小項目別）	配点	
1. 管理運営業務に関する事項	45点	
(1) 管理運営体制		
ア 本事業を確実に実施するための構成員、その他協力企業間の明確な役割・責任分担、事業実施体制（人員配置及び管理体制）が構築されているか。	12点	3点
イ 組合及び関係市との連携体制について、優れた提案がなされているか。		3点
ウ 賃金水準、福利厚生その他の雇用条件及び人材育成について、優れた提案がなされているか。		5点
エ その他、管理運営体制について、優れた提案がなされているか。		1点
(2) 受入管理		
ア 車両誘導やプラットホームでの積み下ろしの対応方法について、優れた提案がなされているか。	3点	2点
イ その他、受入管理について、優れた提案がなされているか。		1点
(3) 運転管理		
ア プラットホームにおける搬入ごみの処理区分に応じた監視及び分別指導、搬入禁止物発見時の再発防止対策、展開検査への協力等について、優れた提案がなされているか。	10点	3点
イ 搬入ごみ量・ごみ質の変動に対応する継続かつ安定した運転方法について、優れた提案がなされているか。		3点
ウ 資源化の向上や処理困難物の対応等、さらなるごみの資源化促進に向けた優れた提案がなされているか。		3点
エ その他、運転管理について、優れた提案がなされているか。		1点
(4) 維持管理計画		
ア 長寿命化及び経済性を考慮した調達、保守点検・検査、補修・整備、更新等の方法について、優れた提案がなされているか。	13点	5点
イ 災害・事故発生時、突発故障時等においても、安定的な処理の継続に支障を来さない調達、補修・整備等の方法及び体制について、優れた提案がなされているか。		3点
ウ 本事業の終了時の明渡し状態及び確認方法について、優れた提案がなされているか。		3点
エ 維持管理における安全対策について、優れた提案がなされているか。		1点
オ その他、維持管理について、優れた提案がなされているか。		1点
(5) 環境管理、情報管理、その他		
ア 公害防止条件、環境保全協定等を厳守するための対応策について、優れた提案がなされているか。	7点	2点
イ 住民への情報の発信方法や見学者対応について、優れた提案がなされているか。		2点
ウ 本事業の期間を通じた業務の品質確認（セルフモニタリング）の方法について、優れた提案がなされているか。		1点
エ その他、要求水準書を上回る優れた提案がなされているか。		2点
2. 事業計画に関する事項	15点	
(1) 長期収支の安定性		
ア 合理的かつ健全な長期収支計画について、優れた提案がなされているか。	5点	2点
イ 資金管理方法や財務モニタリングについて、優れた提案がなされているか。		2点
ウ その他、長期収支の安定性について、優れた提案がなされているか。		1点
(2) リスク管理方針		
ア リスク管理の方針・体制について、優れた提案がなされているか。	5点	2点
イ 本事業に伴うリスクを認識し、その対応について、優れた提案がなされて		2点

	いるか。		
	ウ その他、リスク管理について、優れた提案がなされているか。		1点
(3) 地域や社会への貢献			
	ア 地域の企業等との協力・連携体制について、優れた提案がなされているか。		2点
	イ 地域の人材活用について、優れた提案がなされているか。		2点
	ウ その他、地域や社会への貢献について、優れた提案がなされているか。		1点
合 計	(入札価格以外の審査項目)		60点

4 入札価格に関する事項の得点化方法

入札価格については、次の方法により得点を付与する。

- ① 入札参加者の中で、予定価格の制限の範囲内で最低の入札価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を得点として付与する。
- ② 他の入札参加者の提案については、予定価格の制限の範囲内で最低となる入札価格を当該入札参加者の提案した価格で除した比率を、配点の満点に乘じた点数を得点として付与する。得点は小数点第三位を四捨五入した値とする。ただし、予定価格の制限の範囲を超える入札価格を提案した者については、総合評価値の算出を行わない。

(算定式) 入札価格得点 = 40 点 × 最低となる入札価格／入札価格

落札者決定基準に示す審査項目の対象とする提案書の様式は、以下のとおりである。

原則として、各項目に対応する様式のみを審査対象とする。

提案内容の基礎審査	審査項目	対応する様式番号	
	<ul style="list-style-type: none">・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。・当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書等を満たしていること。	第11号様式～第25号様式	
提案内容の加点審査	1. 管理運営業務に関する事項	(1) 管理運営体制	第12号様式
		(2) 受入管理	第13号様式
		(3) 運転管理	第14号様式
		(4) 維持管理計画	第15号様式
		(5) 環境管理、情報管理、その他	第16号様式
	2. 事業計画に関する事項	(1) 長期収支の安定性	第19号様式-1 第19号様式-2
		(2) リスク管理方針	第20号様式
		(3) 地域や社会への貢献	第21号様式
	3. 入札価格に関する事項	評価価格	第10号様式-1 第10号様式-2